

## 規 則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第八十五号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「一連の調達契約」及び「一連の調達契約」を削る。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に公告を行う一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札については、なお従前の例による。